

奨学金を「既に辞退」・「休止中」・「停止中」のみなさんへ

1. 辞退の書類を窓口へ提出済の方へ

今回の奨学金継続手続きは不要です。

2. 休止中もしくは停止中の方へ

(1) 2023年10月末現在で振込中だった方

スカラネット・パーソナルの奨学金継続願にアクセスしてみてください。「対象外」となる方は入力不要です。入力できる方は対象ですので、継続願を提出期限までに必ず入力してください。

(2) 2023年10月末現在で休止又は停止中だった方

今回の奨学金継続手続きは不要です。

(3) 今後の手続きについて

No	事由	提出書類 (☆)	提出期限	備考
1	現在留年中で、奨学金の復活を希望する場合	【様式23】 奨学生学修状況届	2024年 4月12日(金)	2024年4月に進級する場合は奨学金を復活することができます。奨学金の再開時期は2024年6月の予定です。(2024年4月分からの奨学金がまとめて振り込まれます。) ※進級した時に「復活」の手続きを行わないまま停止期間が2年を超えた場合には奨学生の身分を失いますので、辞退の手続きを行ってください。(「停止」と「休止」が連続して2年を超える場合を含む。)
2	現在留年中で、2024年4月以降も引き続き留年する場合	【様式1-1】 異動願(届)	2024年 3月7日(木)	留年が2年以下の場合 手続不要です。引き続き停止となります。 留年が2年を超える場合(3年目になる場合) 2年までしか停止できませんので、「辞退」の手続きを行ってください。(期限までに分からない場合は、決定後、速やかに提出してください。)
3	現在休学中で、奨学金の復活を希望する場合	【様式1-2】 復活の異動願(届)	2024年 4月12日(金)	2024年4月に復学する場合は奨学金を復活することができます。なお、奨学金の再開時期は2024年6月の予定です。(2024年4月分からの奨学金がまとめて振り込まれます。) ※2024年5月以降に復学する場合は復学することが決まり次第、書類を提出してください。 ※復学した時に「復活」の手続きを行わないまま休止期間が2年(大学院生の留学による休止の場合は3年)を超えた場合には奨学生の身分を失いますので、辞退の手続きを行ってください。(「停止」と「休止」が連続して2年を超える場合を含む。)
4	現在休学中で、2024年4月以降も引き続き休学する場合	【様式1-1】 異動願(届)	2024年 3月7日(木)	休学が2年以下(大学院生の留学による休止の場合は3年)の場合 手続不要です。引き続き休止となります。 休止が2年(大学院生の留学による休止の場合は3年)を超える場合 2年までしか休止できませんので、「辞退」の手続きを行ってください。(期限までに分からない場合は、決定後、速やかに提出してください。)

※「退学」や上記以外の理由で「辞退」を希望する場合は、希望する前月20日まで(期限までに決定しない場合は、決定後速やかに)、「異動願(届)【様式1-1】」を窓口へ提出してください。

☆提出書類は、岡山大学ホームページから印刷できます。

ホーム>教育・学生生活・就職>奨学金>日本学生支援機構の奨学金>異動の手続き
http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/seikatu_a2-1.html

【担当窓口】岡山大学学務部学生支援奨学金担当窓口(一般教育棟A棟2階6B 窓口)

〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1 平日 8:30~17:00

※医学部 歯学部 法学部(夜間主コース・経済学部夜間主コース、保健学研究科、医歯薬学総合研究科(医歯学系)の方は各学部(研究科)教務担当でも書類提出が可能です。

※郵送でも受付します。郵送の場合、提出書類と学生証コピー(余白に連絡先・本人携帯番号又は平日の日中連絡が取れる電話番号を記入)を同封してください。